

第4次関市行政改革

第5期推進計画

平成22年度

関市

目 次

1 市民参画と協働による市政の推進(1-1～1-11)	……	1
2 行政サービスの向上(2-1～2-11)	……	4
3 電子自治体の推進(3-1～3-7)	……	6
4 民間委託等の推進(4-1～4-7)	……	7
5 事務・事業の再編・整理、廃止・統合(5-1～5-14)	……	9
6 組織・出先機関の見直し(6-1～6-4)	……	12
7 定員管理・給与の適正化(7-1～7-7)	……	12
8 第三セクター等の見直し(8-1～8-6)	……	15
9 経費節減等の財政効果(9-1～9-12)	……	16

第4次行政改革 第5期推進計画 <平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要	21年度取組内容	5年間での取組内容	22年度 実施計画
【1 市民参画と協働による市政の推進】					
1-1	(1)アダプト・プログラム(里親制度)の推進	情報の共有化 機会の拡充(きっかけづくり)	関市公共施設アダプトプログラムを活用した道路・河川管理を推進した。	情報の共有化	運用
	(2)NPO等の支援	情報の共有化 環境の整備(ボランティアセンターなどの活動拠点の整備) 人材の育成(人材養成講座等の開催支援) NPOの支援(前提条件:支援の内容や基準の明確化)		機会の拡充(きっかけづくり)	支援
< まちづくり推進課 >			市民活動の拠点となる市民活動センターを設立した。 NPO等の市民活動を応援する助成金を交付。 NPO認証等の事務を通じて、団体の育成・支援を行った。	情報の共有化	運用
				市民活動センターの整備	運営
				人材の育成・NPOの支援	支援
				機会の拡充・意識の改革	実施
1-2	パブリック・コメント制度の導入	パブリック・コメントは、条例や計画などの一定の施策の案や資料などを公表し、それに対する意見や情報を市民から広く募集し、寄せられた意見等を考慮しながら政策を決定するとともに、その意見等に対する考え方等を公表する制度であり、その目的は、政策決定過程での市民参加の機会の拡大と公正の確保及び透明性の向上を図り、市民との協働による市政を進めることにある。市政全般にわたり総合計画をはじめ各種計画策定や事業計画策定におけるパブリック・コメント制度の導入を検討する。	パブリック・コメント制度の適正な運用について相談に応じ指導を行った。	制度案の作成、実施要綱の制定	H20済
< 企画政策課 >				制度の導入	実施
1-3	市民参画の仕組みづくり(まちづくり基本条例の制定)	自治の基本原則や、行政運営のルール、市民と行政とのそれぞれの役割と責務、市民参加のあり方と協働の仕組みなどを定めるまちづくり基本条例を検討・制定し、まちづくり基本条例に沿った市民参画を目指す。	先進都市の事例研究を継続し行った。	まちづくり基本条例の制定	検討
< まちづくり推進課 >					
1-4	男女共同参画の推進	市民に男女共同参画に対する意識や男女共同参画社会への取り組み方についての考えをアンケートによって聴取するとともに懇話会に男女共同参画に対する提言の依頼を行なう。庁内委員会においては、現行のプランの積み残しなどの研究を行い、策定委員会を立ち上げて第二次のプランの策定に取りかかる。	第2次男女共同参画まちづくりプランの推進及び、共同参画意識の高揚を図るための場づくりに努めた。	市民意識調査	H20済
< まちづくり推進課 >				男女共同参画懇話会	意見助言
				男女共同参画推進部会	推進
				男女共同参画プラン策定委員会	策定済
				意識啓発	実施

第4次行政改革 第5期推進計画 <平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要	21年度取組内容	5年間での取組内容	22年度 実施計画
1-5	ホームページの積極的な活用(行政関係に限る。市議会を含む。) < 広報課 >	(1)コンテンツの充実 地方公営企業の情報(公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計等の概要、計画、収支状況を公表等) その他、行政に関する情報を掲載する。 議会中継(インターネットのほかにテレビ中継も検討する。)その他動画による映像配信を検討する。 施設の予約状況等住民に便利な情報発信を充実する。 (2)ホームページの再構築 行政情報ページを独立させることで住民参加を可能とする(観光、イベント、地域の出来事など身近な情報は、ボランティアの活用により、地域住民の参加のもとに行う。)。 地域企業などの広告掲載を検討する。	・新鮮な情報が提供できるように努めた。 ・議会のインターネット中継。 ・広報番組をホームページから配信を行った。	施設予約情報の提供 ----- 行政情報の充実 ----- 動画配信 ----- 出先へのLAN配信 ----- インターネット中継 ----- テレビ中継 ----- ホームページ再構築	実施 ----- 実施 ----- 実施 ----- 実施 ----- 検討 ----- 検討
1-6	ホームページの積極的な活用(地域情報ホームページの作成) < 広報課 >	現行の関市ホームページを2つに分け、行政情報のみを提供する「新関市ホームページ」と市域の情報(学校、PTA、自治会、特産物、観光、商店、宿泊、コミュニティビジネスを展開するNPO等の支援等)を扱う「市域ポータルサイト」にわけ個々に運用する。「新関市ホームページ」は現状どおり職員が管理運用し、費用も市費でまかなう。「市域ポータルサイト」は、一部を手馴れたNPO等に委ねることで迅速な情報更新を可能とする。このほか、市域ホームページには有料広告欄の設置について検討を進める。また将来、機器更新を機に、保守費用等を含めた経費削減を目指し、ホスティングサービス(インターネット用機器を事業者に預け運営管理を委託する)への移行を検討する。	広告掲載事業を実施した。	機器等整備 ----- サポーター募集 ----- 企業広告募集 ----- ホームページ再構築(住民参画による)	検討 ----- 募集 ----- 募集 ----- 検討
1-7	市への意見等の対応(処理)の一元化 < 広報課・企画政策課 >	(1)内部利用システム 外部意見を取り入れるシステム:ホームページ上にパブリックコメント機能を追加し、書き込まれた意見、e-メールに対する処理経過等をデータベース化しこの情報を職員で共有する。 職員の資質向上システム:記録された情報は、職員で共有することで、同様の問題が発生した場合における解決の糸口となるほか、擬似的体験によりトレーニングにも利用することで、職員の資質向上、均等化を図る。 (2)公開システム 意見等の公開システム:意見・回答のうち可能なものは、ホームページ上の「情報公開コーナー」で公開する。	(1)内部利用システム 「市民の声」システム、パブリックコメントシステムを運用した。 (2)公開システム HP上でのFAQ(よくある質問とその回答)の掲載と共に市民の声の公開システムを検討した。	機能等整備 ----- 内部利用システム ----- 公開システム	H20済 ----- 運用 ----- 整備 運用

第4次行政改革 第5期推進計画 <平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要	21年度取組内容	5年間の取組内容	22年度 実施計画
1-8	広報・広聴における市民 モニターの設置 < 広報課 >	行政情報のモニターや市民レベルからの提案など、市民の目線から見た行政情報のあり方、本当に知りたいことなどを各地域のいろんな立場の市民モニターを募集し、定期的な意見徴収やディスカッションの場を設けることで、より具体的な内容にまで掘り下げた行政情報の発信と広聴システムの構築が可能となる。モニター制度導入に向け要綱や基準などを検討する。	市政モニターを委嘱し、会議などを実施した。	モニター制度の研究	H20済
				モニター制度(基準・要綱)の設置検討、テスターの募集	H20済
				モニターの募集	H20済
1-9	防災体制の見直し < 危機管理課 >	防災訓練については、反省会の意見等を参考に再検討する。また、防災意識の高揚を図るため、自主防災組織の確立(育成、組織化)を図る。あわせて地域と行政の役割分担についても検討する。	夜間防災訓練に変更(体験型に内容を変更)自主防災組織の構成を「1自治会1防災会」として見直す。 資機材整備補助金を交付し育成強化を図る。	防災訓練の見直し	検討 実施
				自主防災組織の確立	育成
1-10	・民間委託の推進(業務の民間委託) ・道路、河川管理(草刈、補修)の地元委託化 < 農務課、林業振興課、土木課 >	道路や維持管理については修繕的なものと、側溝清掃や草刈りなど地域の道路環境美化的なものに区分し、行政と市民(企業)が、それぞれ役割分担し、道路管理の体制を除雪を含めて推進する。 そこで、地域でできることは、地域で管理する意識を市民に普及徹底し、草刈りや簡易な補修等は出来る限り自治会活動など管理してもらえよう市民の理解を求める。	農地・水・環境保全向上対策事業(H23年度まで)により、43地域組織(農業者及び非農業者団体)と協定を結び、地域内の道・水路等の管理などの取り組みを実施した。(農務) ライフライン支障木等処理事業により、道路などの維持管理の支援した。(林業振興) 関市公共施設アダプトプログラムを活用した道路・河川管理を推進した。(土木)	自治会・ボランティア等による維持管理	実施
				自治会・ボランティア等による維持管理	実施
				関市公共施設アダプトプログラムを活用した道路・河川管理の推進 自治会・ボランティア等による管理	実施
1-11	情報公開及び個人情報保護制度の充実 < 総務管財課 >	市の情報公開制度及び個人情報保護制度についての理解を更に深め、全ての職員が適正に処理ができるように努める。また、各種行政情報・資料の適切な提供・公開に努めるとともに、市民への周知を徹底させる。 市が保有する個人情報の適正な取扱いの確保と個人の権利利益を保護することにより、市民の基本的な人権の擁護と公正な市政の推進を図る。地方公営企業についても、上記について同様に推進する。	引き続き公文書公開条例及び個人情報保護条例における改正の検討のほか、平成21年10月に開始したeL-TAXに係る個人情報の取扱い等について審査会に諮問し答申を受けた。	条例の適正な運用	検討 実施
				制度状況の公開	実施

第4次行政改革 第5期推進計画 <平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要	21年度取組内容	5年間での取組内容	22年度 実施計画
[2 行政サービスの向上]					
2-1	住民窓口の夜間等延長の見直し < 秘書課 >	当分は繁忙期のみ、夜間延長による住民票等各種証明書の交付、指定ゴミ袋購入券の交付などを行うこととし、他の業務(地方公営企業含む)の夜間延長をはじめ将来のあり方について検討する。	H21.3.25(水)～4.7(火)までの10日間(土・日除く)、午後7時まで窓口延長を実施。市民課、国保年金課、税務課、生活環境課でのべ178人に対応。 今年度末の実施に向け検討した。	夜間窓口等の検討 ----- 夜間窓口の延長(3月中旬から4月中旬)	検討 ----- 実施
2-2	住民票等各種証明書の自動交付機の導入 < 市民課 >	平成18年度から20年度でシステム、諸費用及び設置場所を検討し、平成21年度に機器の導入を図る。	首都圏で住民基本台帳カードを利用したコンビニ交付が平成22年2月から試験的に開始される情報を入手したので、関市での実施について検討を開始した。	自動交付機の導入 ----- コンビニ、キオスクの端末による交付(新規)	検討 ----- 検討
2-3	総合窓口とワンストップサービスの検討 < 秘書課 >	関係各課やせきCIプロジェクトチーム等により、総合窓口の設置を検討し、窓口での対応が可能な業務内容を検討する。また、ワンストップサービスの実施に向け検討する。	引き続き、北庁舎一階に案内所を設置し、正規職員の交代制による案内係を配置し、来庁者の案内を実施した。	総合窓口設置の検討 ----- ワンストップサービスの検討	検討 ----- 検討
2-4	なんでも相談窓口の検討 < 秘書課 >	市民生活に関する要望・相談に適切に対応するための市民相談業務の充実を図る。 また、全職員が市役所の案内役である意識を持ち、積極的に案内や取次ぎを心がけるとともに、誰もがスムーズに各課等が担当する業務を案内できるよう業務一覧情報(お助けマニュアル等)を整備する。	業務一覧情報(届出内容別案内6種類等)の活用を推進した。 北庁舎一階の案内所に正規職員の交代制による案内係を配置し、来庁者の案内を実施した。	なんでも相談窓口の設置 業務一覧情報(お助けマニュアル等)の整備	検討 ----- 実施
2-5	各種申請書・申請方法等 の見直し < 全課・企画政策課 >	申請や届出書式の簡素化と手続きの迅速化を図る(地方公営企業含む)。 電子申請・届出については、県が中心となって平成14年8月に岐阜県電子自治体推進市町村・県連絡協議会を設置し、県下市町村共同で検討しており、情報収集に努めながら、電子申請の導入を検討する。	次のとおり改善、見直しを行った。板取事務所(1)、税務課(1)、市民課(1)、農務課(1)、生活環境課(1)、都市計画課(1)、教育総務課(26)、学校教育課(1)、まなびセンター(1)、文化会館(1)、給食センター(1)	申請・届出書式の簡素化 ----- 電子媒体を利用した申請・受理方法の検討 ----- 手続きの迅速化	検討 ----- 実施 ----- 検討 ----- 検討 ----- 実施
2-6	事務処理のマニュアル化の推進 < 全課 >	各課業務(地方公営企業含む)のマニュアルの整備を進め、業務ノウハウの共有化と標準化により、誰が対応しても正確で質の高いサービスの提供に努めるとともに、職員異動による事務引継ぎ時の効率低下を防止する。	次のとおりマニュアル化を行った。広報課(1)、板取事務所(1)、武芸川事務所(1)、武儀事務所(1)、上之保事務所(1)、総務財政課(1)、会計課(1)、子育て支援課(1)、市民課(5)、国保年金課(1)、工業振興課(1)、林業振興課(1)、生活環境課(1)、公共用地課(2)、下水道課(1)、教育総務課(59)、学校教育課(1)、まなびセンター(1)、学校給食センター(1)、関商工(1)	マニュアルの作成	検討 ----- 実施

第4次行政改革 第5期推進計画 <平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要	21年度取組内容	5年間での取組内容	22年度 実施計画
2-7	権限移譲事務の受入れ < 企画政策課 >	権限移譲を受けた事務を迅速かつ的確に処理する。権限移譲対象となっている事務の今後の受入について、検討し受入れを図っていく。	平成19年度に取りまとめた「県と市町村との役割分担会議」における合意事項に沿って移譲を受けた。	権限移譲受入事務の処理 権限移譲受入事務の検討	実施 検討
2-8	健康の増進 < 市民健康課 >	「自分の健康は自分で創る」という基本的な考えのもと、市民健康体操を広く普及したり、健康づくりとウォーキングを奨励するなど各種健康づくり事業を推進することにより、自ら健康づくりを実践できる人づくりを進め、健康を増進し発病を予防する。また、各種健康診断の受診率の向上や健康相談・健康教育の充実を行うことにより病気の早期発見・早期治療を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年4月からの医療制度改正に伴って特定検診に変わったことにより、各種健診の受診についての周知を継続して行い、受診率の向上に努めた。 各種がん検診、ヤング検診は、休日にも実施し、受診率の向上を図った。 市民健康課・保健センターの事業及び出前講座等において、開始前に市民健康体操を行い普及に努めた。 スポーツ振興課等と連携し、ウォーキングの普及と拡大に努めた。(関市ウォーキング実施補助金については、平成21年度から廃止となった。) ウォーキングなどの運動や食育など、健康に関する講演会を健康づくりスタンプラリー事業と位置づけ、健康意識の向上と市民一人ひとりの自発的な健康づくりを支援した。 健康相談・健康教育を開催し、市民の健康づくりに努めた。 健康・福祉イベントに参加し、健康チェックなどを行い、健康意識の普及に努めた。 	健康診断受診率の向上 老人保健法による健康診査は廃止 市民健康体操の普及 健康ウォーキングの実施 その他健康事業の推進	実施 実施 実施 実施
2-9	地域福祉計画の推進と見直し < 福祉政策課 >	市民へサービス内容を周知のための啓蒙・啓発を行い、合併後の市民ニーズ等の把握と施策を点検し、計画を推進する。	第1期計画の最終年度であるため、地域福祉をとりまく社会情勢の変化や第1期計画の検証を踏まえ第2期計画を策定した。	地域福祉計画の見直し 計画の推進	実施 実施
2-10	次世代育成支援対策地域行動計画の推進と見直し < 子ども家庭課 >	市民へサービス内容の周知のための啓蒙・啓発を行い、市民のニーズの把握と施策を点検し、計画を推進する。	市民意識調査の結果を踏まえ、行動計画(後期)策定のため平成20年度に実施した市民意識調査結果を基に策定委員会を設置し、検討をしながら行動計画(後期)を策定した。	行動計画の推進 行動計画の見直し	推進 推進
2-11	老人保健福祉計画・介護保険事業計画の推進と見直し < 高齢福祉課 >	市民へサービス内容の周知のための啓蒙・啓発を行い、市民のニーズの把握と施策を点検し、計画を推進する。	第4期計画にもとづき事業を推進した。	計画の見直し 計画の推進	H20済 実施

第4次行政改革 第5期推進計画 <平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要	21年度取組内容	5年間の取組内容	22年度 実施計画
[3 電子自治体の推進]					
3-1	公共施設予約システムの導入 < 企画政策課 >	現在の情報システムの機能を精査し、予約までも含めた運用を行った場合に生じる問題を整理し、受付事務の効率化のみでなく、コスト削減につながる抜本的な業務改善を絡めてシステム拡張、構築を検討する。	一部運用を実施した。	事務全体の調査 ----- 情報システム開発	H20済 ----- 運用
3-2	電子決裁の運用 < 総務管財課 >	(1)当面の対応 現在かわせみnetに組み込まれている電子決裁機能を活用し、電子決裁の問題点、手順の問題を精査しつつ、運用する。今後、電子決裁システムを中心とする基幹業務体系にスムーズに統合できるよう全庁的な検討を進める。 (2)今後の対応 「3-5統合基幹業務システムの導入」に記載のとおり	(財)岐阜県行政情報センターの新システムの導入に伴い、導入を検討した。	現用システム ----- 情報システム開発	運用 ----- 検討
3-3	電子入札の導入 < 契約検査課 >	岐阜県と県内市町村で構成する「岐阜県電子自治体推進市町村・県連絡協議会」による電子入札システム(建設工事と建設コンサルタント部門)を導入し、入札の公正性、透明性、競争性を確保する。物品調達(物件、その他業務)についての市町村共同電子入札システムについても、同協議会で検討を行う。 また、入札参加資格審査業務共同化(建設工事と建設コンサルタント部門)についても、電子申請化し、業務の軽減及び事業者の利便性を向上させる。	岐阜県電子自治体推進市町村・県連絡協議会での協議 入札参加資格審査業務共同化(建設工事と建設コンサルタント部門)の実施	電子入札(物件、業務) ----- 入札参加資格審査業務共同化 (工事・建設コンサルタント)	運用 ----- 実施
3-4	電子納品の導入 < 都市計画課 >	運用基準を作成して受発注者に周知徹底を図る。ソフト及びハードの整備を促進する。納品データの一元管理保管に向けた調査検討する。職員のCAD研修を実施する。	納品データの一元管理保管以外についても検討した。	運用基準の作成 ----- 電子納品の実施 ----- 納品データの一元管理	検討 ----- 試行 ----- 検討
3-5	統合基幹業務システムの導入 < 総務管財課 >	電子決裁(グループウェア)、住民情報系システム内で運用される歳入・歳出管理、財務会計、行政評価、人事給与システムなどの各システム(地方公営企業を含む)を統合し電子決裁、情報公開を考慮した「統合基幹業務システム」として再構築し、一体的に運用するシステムについて構築を検討する。	平成22年度の導入に向け、調査・検討した。	電子決裁基盤整備 ----- 機能検討・修正 ----- 正規版運用	検討 ----- 修正 ----- 運用
3-6	情報システム調達形態の再検討 < 企画政策課 >	当初費用ほかに、少なくとも機器の耐用年数内の機器保守、アプリケーションのメンテナンス等の費用の提示を受け、総合的に判断し調達先を決定することで、有利な契約とすることができる。システムの導入形態として、ASP(機器、アプリケーションは相手方の施設に置き、機能のみを借りる契約)を検討することが必要となる。	ASPについては一部導入。総合評価方式については導入を検討した。	現行契約の精査 ----- 契約形態検討 ----- 総合評価方式での契約 ----- ASPの導入	実施 ----- 検討 ----- 検討 ----- 実施

第4次行政改革 第5期推進計画 <平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要	21年度取組内容	5年間の取組内容	22年度 実施計画
3-7	情報提供の推進 ~ 電光 掲示板(アトリウム)の機器 更新 < 広報課 >	文字情報のみならず、フルカラー画像や動画、音声の配信が可能となり、かわせみネットや市ホームページとの連携、各施設とのネットワークを利用することが可能となれば、市役所や出先機関などと連携した情報の発信、共有化を図ることが可能である。関係各課や各事務所および、わかくさ・プラザなどの集客の多い公共施設等と検討・協議する。	平成21年度に導入し運用中。	システム検討 ----- ネットワーク検討 ----- 機器導入	実施 ----- 実施 ----- 実施
【4 民間委託等の推進】					
4-1	民間委託に関する指針の 策定 < 秘書課 >	民間の活力を活用し、行政事務の効率化、市民サービスの向上等を図るため、民間委託が適当なものについて、行政責任の確保等に留意しながら、市の業務の民間委託を積極的に推進するため、民間委託に関する基本指針(地方公営企業含む)を策定する。	政策総点検で民間委託推進の精査がされており、実質その点検実施要領が基本指針となっている。その要領を踏まえて各課で民間委託の推進を実施した。	業務全般の実態調査 ----- 基本指針の策定 ----- 民間の業務委託の推進	実施 ----- H20済 ----- 実施
4-2	公の施設の運営等の見直し < 関係課 >	公の施設の管理運営の効率化により、市の財政負担を軽減し、市民サービスの向上を図るため、指定管理者制度の導入など管理運営方法の見直し(地方公営企業含む)を進めるとともに、施設によっては統合・廃止についても検討する。	指定管理者制度の導入などを含め、施設の管理運営方法の見直しを行った。	方針の策定 ----- 施設の見直し	H20済 ----- 実施
4-3	指定管理者制度の導入 < 関係課 >	指定管理者制度を導入することにより、民間事業者の能力やノウハウが幅広く活用され、より有効な行政サービスと管理経費の節減が期待できる施設(地方公営企業含む)については、積極的に制度を導入していく。	より有効な行政サービスと管理経費の節減が期待できる施設については、指定管理制度の導入を図った。	導入施設の検討 ----- 導入施設の検証	検討 ----- 実施
4-4	PFIの活用 < 企画政策課、都市整備 課 >	新たな施設整備に当たっては、PFIの導入の有無について検討する(検討委員会の設置)。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金や経営能力、技術的能力、ノウハウを活用し効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るPFIを適切に導入する。	内閣府の示すPFI導入手引き等、国の示すマニュアルに沿って、具体の施設整備においてPFI導入の可否を検討することとしているが、21年度中に検討対象事業は無かった。	PFIの導入	検討
4-5	市場化テスト(官民競争入 札制度)導入の検討 < 企画政策課 >	市場化テストは、国及び地方公共団体のすべての官業が検討対象となるが、当面は国が率先して、制度の整備を図っていくため、この動向を踏まえて検討する。	内閣府の基本方針、指針等を踏まえ、先進事例等の研究を継続した。	制度の検討	検討

第4次行政改革 第5期推進計画 <平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要	21年度取組内容	5年間での取組内容	22年度 実施計画
4-6	<p>公共施設の適正配置と統廃合</p> <p>< 子ども家庭課、国保年金課、市民健康課、農務課、教育総務課、生涯学習課、学校給食センター ></p>	<p>学校給食センターの統廃合(東西地域に各1箇所)を検討する。関市養護訓練センターの分散化について検討する。各保育園の定員について、各保育園全体の定員ではなく、年長、年中等の各年齢階層別の定員計画化を検討する。(職員の適正配置)次に、保育園の適正配置について検討する。生涯学習センターの適正配置について検討する(東西地域に各1箇所とし、その他の地域は、ふれあいセンター及び地域集会所でカバーすることについて検討する)。診療所の統廃合について検討する(東西地域に各1箇所として、その他の地域は移動診療所での対応の検討)。小中学校の統廃合と校区変更について検討する。食肉センターの管理運営については、市単独で行っていますが、と畜する対象農家は市外の者が多く占めるとともに食肉の流通は県内外にも流通していることから、施設を管理運営している他市町との統合等について検討する。保健センターの統廃合について検討する。</p>	<p>洞戸・板取給食センターの統合を検討した結果、災害時の道路通行止めの恐れや、洞戸施設増築の必要があり費用対効果がみこめず、当面中止とする。</p> <p>施設分散計画は中止し、現有3施設の通園区域変更によって通園者を調整し、療育環境を改善する。父母の会と協議した。</p> <p>第1次計画として、日吉の廃園については保護者会への理解を求める。武儀地区2保育園統合については地域審議会へ諮問し答申を得た。</p> <p>板取・洞戸地域生涯学習センターは地域団体を受け皿として、指定管理者制度の導入実施。</p> <p>上之保地域の生涯学習センターは地域団体を受け皿として、指定管理者制度の導入を引き続き検討。</p> <p>武儀・武芸川については、生涯学習センターとしての機能を損なわず、効率的な運用を出来るよう検討していく。</p> <p>医師確保に向けての取組及び診療所整備(運営体制)について関係する地域と協議した。</p> <p>旧武儀郡の小中学校の平成21年度以降の年度別生徒数の資料に検討した。</p> <p>旧武儀地域体育館耐震化工事実施(体育館は災害時指定避難所となっているため)</p> <p>岐阜市等市町村と食肉・畜産関係団体により、「岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会」を設立し、将来構想について検討を行った。</p>	<p>(1)給食センターの統廃合</p> <p>(2)養護訓練センターの分散化</p> <p>(3)保育園の適正配置(定員計画含む)</p> <p>(4)生涯学習センターの適正配置(生涯学習センターは地域における生涯学習の基幹施設で、地域の生涯学習を担っている施設であり、統合によるメリットよりも施設を指定管理者に管理させ、地域の学習拠点とするほうがメリットが大きいと考えることから、指定管理制度の導入を選択した。)</p> <p>(5)診療所の統廃合</p> <p>(6)小中学校の統廃合と校区変更</p> <p>(7)食肉センターの統合</p>	<p>実施</p> <p>検討</p> <p>一部実施</p> <p>一部実施</p> <p>方針決定</p> <p>検討懇談会</p> <p>検討</p>

第4次行政改革 第5期推進計画 <平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要	21年度取組内容	5年間での取組内容	22年度 実施計画
4-6	公共施設の適正配置と統廃合 < 子ども家庭課、国保年金課、市民健康課、農務課、教育総務課、生涯学習課、学校給食センター >		・平成20年4月から、板取保健センターと上之保保健センターの機能・施設は残し、職員の配置を見直して、板取保健センターの業務を洞戸保健センターに、また、上之保保健センターの業務を武儀保健センターにて行っていたが、さらに、平成21年4月からは、事務職員を引き上げたことにより、事務処理や保健事業の効率が低下しないように努めた。 ・関市保健センターは、健康福祉交流施設の主要施設として移転を検討しており、関係機関や関係各課との協議を重ねてきた。 ・今後は、福祉・医療・保健の機関と連携が図られるような施設や職員体制について、さらに関係各課と検討していくこととした。	(8)保健センターの統廃合	検討
4-7	民間委託の推進 (ごみ収集、保育園調理、校務員等) < 子ども家庭課、生活環境課、教育総務課 >	食育も保育の一環であることなどから、給食の安全・衛生や栄養等の質が確保され、経費の削減となるような園内における調理業務の委託について調査、検討し、全保育園児に効率よく幼児給食が配食できる体制を整える。収集業務の効率化、低コスト化の実現を目指し、市民サービスの品質を維持しながら経費を削減するため、ごみ収集業務の民間委託を可能なところから推進するため、検討する。また、委託することによって生ずる課題等も検討する。学校の安全管理を含めた業務は直営とし、学校施設における学校校務員の嘱託化を含めた業務の民営化の検討を行う。	大手給食会社から規模が小さく受託できない旨の通知があったので、引き続き受託可能な業者の調査選定を行う。 委託体系を進める事と、市としての合特法転換業務の兼ね合いについて検討した。 校務員の正職員退職による補充は、日々雇用職員で対応した。	(1)保育園調理業務委託 (2)ごみ収集業務委託 (3)校務員業務委託、効率の良い人員配置	検討 検討 実施
【5 事務・事業の再編・整理、廃止・統合】					
5-1	行政評価システムの導入 < 企画政策課 >	平成19年度に導入の事務事業評価システムを基本に、段階的に施策評価システム、政策評価システムを構築し、評価結果を公表することを目指す(地方公営企業含む)。	事務事業評価については、手引きを策定し本格的実施に入った。 施策評価については、全施策を対象に試行を行いシステムの理解を深めるとともに、本格的実施に向けた課題の抽出を行った。	事務事業評価の実施 施策評価の実施 政策評価の実施	導入 試行 検討
5-2	1課1事務事業の見直し < 全課 >	見直しする項目は、次のとおりである(地方公営企業含む)。事業の廃止等、講師及び委員報酬の削減、旅費の削減、消耗品、備品購入等の削減、食糧費の削減、委託料の削減、リース料の削減、負担金の削減、その他見直し	政策総点検において、全イベントの見直しを行うとともに、今後は同一事業について、補助金交付は3年間までとすることとしたため、今後も自動的に見直しが図られることとなった。	1課1事務事業の見直し	実施

第4次行政改革 第5期推進計画 <平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要	21年度取組内容	5年間での取組内容	22年度 実施計画
5-3	イベント事業の見直し < 企画政策課 >	各種イベント事業のあり方については、市全体で取り組むものとし、企画政策課及び関係各課による調整会議を開催し検討する。	4次総実施計画策定において、各種イベントの是非を含めた内容の検討と補助金の見直しを行った。	各種イベントの見直し	実施
5-4	産業イベントの見直し < 農務課 >	中濃農業祭と旧町村で開催されてきた産業祭のうち農業イベントについては、開催時期及び内容も類似しているため、中濃農業祭に整理統合を図ると共に、事業主体も民間、及びボランティアへ移管することを検討する。	イベント内容の見直しの他、整理統合について、地域の意見を聞きながら政策総点検の中で検討。(津保川産業祭については1年おきに開催決定)	産業祭・農業祭の見直し	検討実施
5-5	スポ - ツイイベントの見直し < スポーツ振興課 >	シティマラソンとキウイマラソンは、参加種目の明確化(競技性や市民の健康づくり等)、隔年開催あるいは統一も視野に入れ検討する。市がかかわる事業については、その効果や必要性等を考慮し検討する。	マラソンの統合及び見直しは大きな事業のため早急には難しいが、今年度はシティマラソンの内容見直しに取り組んだ。 見直し内容としては、シティマラソンをより競技性の高い大会とするため、参加者の減少している5キロ、3キロコース(計測)を削減して公認コースを重視する大会を実施する。 なお、市民が気軽に参加できる3.4キロのジョギング(非計測)部門を新たに設定し種目のスリム化を図った。	マラソンの見直し ----- 各種スポーツイベントの見直し ----- ----- -----	検討 ----- 検討 ----- ----- -----
5-6	総合交通体系(コミュニティーバス等)の見直し < まちづくり推進課 >	市内全体の鉄道・バスの公共交通機関をはじめとする総合的な交通体系の見直し、調整を図る。	平成20年度開市地域総合連携計画を策定し、平成21年度より計画事業を実施している。幹線系路線と支線系路線の役割分担を明確にし、適材適所の路線本数と経路に再編した。合併地区に見受けられる利用者が極小な路線は、福祉バス・スクールバスを含めて統合し、地域の組織による自発的な運行に切り替えて実証運行を行っている。	総合交通体系の見直し	検証見直し
5-7	環境に配慮した工法の推進(自然環境の保全) < 関係課 >	土木事業に限らず全体の事業(地方公営企業含む)において、総合計画実施計画及び予算等ヒアリングなどの機会を捉え、関係課との実施前の調整を行う。地域の意見を取り入れながら自然環境保全型工法あるいは自然を取り入れた工法を行うなど住民参加型の事業とし、その後の検証の実施を行う。	次のとおり環境に配慮した工法による事業を実施した。(事業実施 都市計画課/10、土木課/2、下水道課/38)	環境の観点から実施計画ヒアリングの実施 ----- 各種事業との調整 ----- -----	実施 ----- 実施 ----- -----

第4次行政改革 第5期推進計画 <平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要	21年度取組内容	5年間での取組内容	22年度 実施計画
5-8	環境施策の推進(生活環境施策の向上) < 生活環境課 >	生活環境向上のために必要な施策の見直し及び充実を検討し、関市として施策ごと(廃棄物対策、リサイクル、省エネルギー支援等)の構築を図る。	環境関連施設の学習業務を教育委員会に移管した。	情勢の変化に対応した環境基本計画施策体系の見直し	検討 実施
5-9	交通安全対策の見直し < 危機管理課 >	事業内容を把握し、適材適所への事業分担を検討する。	交通安全施設整備及び管理業務を道路事業に含めて一体的に実施することができるよう建設部へ移管した	交通安全の対策 ----- 事業の分担	実施 ----- 検討
5-10	防災行政無線(同報系)の見直し < 危機管理課 >	不感知地域等の解消を図りながら、活用方法について再検討する。	実施計画を策定し、不感知地域等の調査を行った。	防災行政無線の整備	整備
5-11	防犯灯電気料補助制度の見直し < 危機管理課 >	電気料の10%に相当する定額の補助金額を防犯灯の容量ごとに定め、防犯灯の設置数に変更のない自治会については毎年の申請を不要とすることを検討し、補助金交付要綱を作成し、自治会コミュニティ補助金への組み込みを図る。	平成20年度をもって廃止。防犯灯設置補助金制度廃止決定及び市民への説明を行った。	申請、支払方法の簡素化 防犯灯電気料補助金制度及び防犯灯設置補助金制度の廃止	H21済
5-12	事務事業の見直し(学校給食センター運営管理業務の統合) < 学校給食センター >	食育の観点から直営を堅持するが、関・武芸川地区、洞戸・板取地区、武儀・上之保地区の3地域3施設に統合するよう検討する。	洞戸・板取給食センターの統合を検討した結果、災害時の道路通行止めの恐れや、洞戸施設増築の必要があり費用対効果がみこめず、当面中止とする。	運営管理業務の統合	実施・検討
5-13	民間委託の推進(日直の嘱託化) < 総務管財課 >	日直の多種多様な業務について、日直の専門性、職員OBの活用、再任用によらない場合の雇用の創出等も踏まえながら嘱託化に向けて、担当課と協議検討を重ね改善を図る。	市民サービスの低下を招かない為にも当分の間は職員で対応する。	嘱託化の検討	検討
5-14	事務事業の見直し(公用車の管理) < 総務管財課 >	部単位での公用車管理から、全庁(地方公営企業除く)を一括した集中管理による効率的な運用と台数の削減を図る。	車両の更新に伴い公用車の削減を図ると共用化を実施した。	公用車管理の一元化 ----- 公用車の削減	実施 ----- 実施

第4次行政改革 第5期推進計画 <平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要	21年度取組内容	5年間での取組内容	22年度 実施計画
[6 組織・出先機関の見直し]					
6-1	組織・機構の見直し < 秘書課 >	新たな行政課題や市民ニーズを的確に把握しながら、総合性、機能性等に十分に留意して、地方分権時代に適合した簡素で効率的な組織・機構(公営企業含む)の編制に努める。また、「事務事業の仕分け」による業務(公営企業含む)の見直しに努めるとともに「市場化テスト」についても検討する。	検討委員会を組織し、効率的な組織、わかりやすい組織・機構への見直し、業務内容の見直しを行う。 市長部局を6部から8部体制に改組。	組織の再編 事務事業仕分けによる業務の見直し	検討実施 実施
6-2	支所(地域事務所)等の業務内容の見直し < 秘書課 >	地域事務所の業務内容の見直し(市として行う業務を確認し、本庁一括で行う業務、地域事務所ごとで行う業務、複数の地域事務所分を一括して行う業務、廃止する業務に精査する。地域事務所長の権限内容を検討する。など)を行い、東・西部支所、本町サービスセンターも含めて地域バランスの取れた支所のあり方と業務内容の効率化を検討・実施する。(各地域の診療所、保健センターについても、あわせて検討する。)	検討委員会を組織し、効率的な組織、わかりやすい組織・機構への見直し、業務内容の見直しを行っている。	支所のあり方の検討 業務内容の見直し	検討実施 検討実施
6-3	柔軟な組織形態の導入 < 秘書課 >	横断的行政課題に対応するため、各部・課等間の連携を強化するとともに、庁内プロジェクトなどを有効に活用する。特に、部長職を除く管理職(課長、主幹)を対象に、税、使用料等の徴収や用地買収の業務を専門とする部局間を超えた横断的な組織の編制及び権限等について検討する。職場ごとの業務内容や事務量に応じた組織形態として、組織のフラット化について検討する。地方公営企業についても、同様に推進する。	検討委員会を組織し、効率的な組織、わかりやすい組織・機構への見直し、業務内容の見直しを行っている。	各部・課間の連携強化 プロジェクトチームの有効活用 部局間を超えた組織の編制	実施 実施 検討
6-4	庁議及び政策会議の機能強化 < 秘書課 >	一連の各種会議の位置づけ、連携を明確にし、職場での情報伝達の工夫をする。政策提案の場となる庁議について、柔軟に開催できる政策会議となるよう検討する。	定例の庁議(最高幹部会議)を毎月第3金曜日に開催。 臨時の庁議(幹部会議等)を柔軟に開催。 特別職(市長、副市長、教育長)各部協議を充実。	会議の持ち方の見直し	検討実施
[7 定員管理・給与の適正化]					
7-1	定員管理の適正化 < 秘書課 >	合併前の旧関市では人口130人に職員1人の割合であったことを目標に、平成17年度当初の職員数を10年間で150名削減する。この目標を達成するには、職員退職見込みから、新規採用を平準化することで、65名を純減(7.4%)する(地方公営企業含む)。そのため、適正な行政運営を進めるための職員定員適正化計画(地方公営企業含む)を策定し、効率的・効果的な人員配置、嘱託・臨時職員の活用、事務事業の整理統合、勤奨退職制度の見直し、民間委託の推進などにより、人員削減目標に沿った定員管理を推進する。	定員適正化計画に基づく今年度採用計画の策定、職員採用試験の実施、採用の決定。 H18.4.1 職員数 870人 H19.4.1 職員数 866人 H20.4.1 職員数 854人 H21.4.1 職員数 823人 時期的、期間的に職員を必要とする職場への臨時職員等の配置した。	嘱託・臨時職員の有効活用 再任用職員の雇用 職員定員適正化計画に基づく定員管理	実施 検討 実施

第4次行政改革 第5期推進計画 <平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要	21年度取組内容	5年間での取組内容	22年度 実施計画
7-2	各種手当等の見直し < 秘書課 >	<p>社会情勢の変化などを考慮し、現状に合わない各種手当等の見直し(地方公営企業含む)を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊勤務手当制度本来の趣旨に合致しないものやその支出根拠が不適切なものについては、早急に見直しを図る。 ・部下による上司の評価なども含め、職員の意欲を引き出すような人事評価制度の構築にあわせ、その評価を勤勉手当に反映させる。 ・職階により一律に支払われてきた管理職手当にも、能力主義の導入を検討する。 ・サービス低下にならない業務の一部委託や職員の横断的連携を含め、適正な配置などにより、時間外勤務手当を削減する。 	<p>時間外勤務削減のため、各部署で計画表を作成。</p> <p>週休日の振替、休日の代休制度の活用を周知し、職員の健康に配慮するとともに時間外勤務手当の削減に努めた。</p>	<p>時間外勤務手当の縮減</p> <p>特殊勤務手当の見直し</p> <p>勤勉手当の見直し</p> <p>管理職手当の見直し</p>	<p>実施</p> <p>検討</p> <p>検討</p> <p>H20済</p>
7-3	勸奨退職制度の見直し < 秘書課 >	<p>中高年職員に希望退職を促せる勸奨退職制度を検討する。</p>	<p>今年度末で満40歳以上かつ勤続年数15年以上の職員に対し、退職勸奨を行った。</p>	<p>勸奨退職制度の見直し</p>	<p>H20済</p>
7-4	目標設定と連動した人事評価制度の構築 < 秘書課 >	<p>組織の目標の実現に向けて、個々の職員が、目標を設定し、意欲をもって取り組める体制を整備するとともに、年功序列型から脱却した職員の意欲と能力と実績を公正に評価できる新たな人事評価制度の構築と、昇任試験制度の見直し(地方公営企業含む)を行う。</p>	<p>調査・研究、勤務評定の実施。</p> <p>昇任試験(課長・課長補佐・係長)の実施。</p> <p>新たに勤務評定をすることになった者に対し、人事評価者研修(研修センター主催)を受講させ、公正に評価できる評価者の育成を実施した。</p>	<p>人事評価制度の構築</p> <p>勤務評定者研修の実施</p> <p>目標設定研修の実施</p> <p>昇任試験制度の見直し</p>	<p>実施</p> <p>実施</p> <p>実施</p> <p>見直し</p>

第4次行政改革 第5期推進計画 <平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要	21年度取組内容	5年間での取組内容	22年度 実施計画
7-5	人材育成の強化と健康管理 < 秘書課 >	地方分権の進展に伴う新たな行政課題に的確に対応でき、市の発展に意欲を持って取り組める人材の育成に向け、希望制の導入や現業職員を含め、すべての職員の意欲を引き出せる職員研修の持ち方や人事管理制度などを包括した「人材育成基本計画(地方公営企業含む)」を策定し、実施する。また、職員の健康管理の効率化を図り、併せて健診後の手当、メンタルヘルス対策など、職員の健康管理体制の充実を図る。	職員接遇研修の開催(参加者507人)。全ての職員が研修を受ける機会を持てるように研修センター主催の研修を積極的に活用(H21.12月末時点236人)派遣研修の実施(自治大1人、市町村アカデミー5人(予定含む)、青年の船1人等)。人間ドック、健康診断、健康相談等のメンタルヘルス相談の案内等を実施した。	人材育成基本計画の策定 ----- 法務能力の向上 ----- 政策形成能力の向上 ----- 専門職員の養成 ----- 全職員研修の実施 ----- 健康管理の充実・強化	H19済 実施 実施 実施 実施 実施
7-6	県・他市等との人事交流 < 秘書課 >	人事交流により、他自治体との連携を強化する。交流先を県に限定せず、他市や民間企業なども含め、職員の希望制を含め、職員の資質向上のための研修を目的とした人事交流のあり方を検討し、実施する。	H22年度の人事交流を検討した。 H21年度 県との人事交流 1人 後期高齢者医療広域連合へ派遣 1人 県観光連盟へ派遣 1人 県全国豊かな海づくり大会推進事務局へ派遣 1人	人事交流の検討	検討実施
7-7	福利厚生事業の見直し < 秘書課 >	職員永年勤続表彰のあり方の見直しを図る。職員互助会への補助金の見直しを図る。上記の内容について、地方公営企業も含めて行う。	互助会事業補助金の精査をした。	職員永年勤続表彰の見直し ----- 職員互助会への補助金の見直し	H19済 検討実施

第4次行政改革 第5期推進計画 <平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要	21年度取組内容	5年間での取組内容	22年度 実施計画
【8 第三セクター等の見直し】					
8-1	第三セクターの見直し < 観光交流課 >	第三セクター会社については、関市所有の持ち株を処分し、民営化の推進を図る。		民営化	H18済
8-2	第三セクター長良川鉄道の見直し < 街づくり推進課 >	基金の枯渇により、沿線市町の財政的な支援は不可欠であるため、市町が増収、増客につながる支援を行うことが必要である。昨年、長良川鉄道を「市民鉄道」へ転換するための計画書を策定した。これは、鉄道事業を公共的なサービスとして、少子高齢化時代に交通弱者の交通手段の利便性を図るため、利用しやすい鉄道とするための計画である。鉄道事業者には企画商品の開発などにより利用者を増やす方策や経費削減などの自助努力に努めるものとし、沿線自治体には総合的な支援を行うものである。赤字補てんなど、財政的な支援の他に刃物まつりなどのイベントに出展しPRに努めたり、健康づくりウォーキングとのタイアップなど鉄道を利用した催し物の実施、広報せきなどを通してのPR、コミュニティバスとの乗継ぎ調整など利用しやすい鉄道とすることで、利用者の増につながる施策を講じていく。	平成19年度からの5か年で長良川鉄道再生計画を策定し、今年度も継続して経営基盤の強化に向けて努めるとともに、以降の有効的な施策を構成市町で協議した。 鉄道利用者の拡大を目指すべく、沿線市町のイベントに合わせ、スタンプラリー事業や健康づくりウォーキングとタイアップしたレール&ウォークを実施した。 また、長良川鉄道が企画する様々なイベント列車を広報誌により広くPRするとともに、事故防止に努めるよう啓発に努めた。	鉄道近代化設備整備資金補助金補助 事業経営安定対策委員会での協議 基盤整備事業補助金補助(県)	実施 協議 H21済
8-3	土地開発公社の見直し < 建設総務課 >	平成18年以内に策定の第2次経営健全化計画(H18～H22)に基づき、保有土地を処分する。また、所有地を目的変更して民間へ積極的に処分(帳簿価格が時価を大幅に上回っている土地は、一端市で買い上げて処分する必要がある。)するなど、必要がある時に処分できるような体制づくりが必要である。情報公開制度及び個人情報保護規程を策定する。	5年以上の長期保有地で、事業完了等の理由により、処分の見通しが立たない保有地について、民間への売却を行うための要綱を、市の要綱を基に作成し、制定した。(一般競争入札及び随意契約実施要綱)	情報公開制度等の策定、実施 第2次経営健全化計画の策定、推進	実施 実施
8-4	外郭団体の見直し(公共施設振興事業団、社会福祉事業団) < 総務管財課、福祉政策課 >	市が出資する法人の経営について、適切な助言・指導を行い、健全で効率的な運営を図る。また、指定管理者制度の導入により、平成20年度を目途に、団体のあり方を検討する。	< 公共施設事業団 > 助言・指導する中、公益法人の検討を関係各課とした結果、平成24年度に清算することで決定した。 < 社会福祉事業団 > 指定管理については、23年度まで継続となるが、管理施設の民営化構想が進む中で、事業団の運営については清算に向け調整を図る。	適切な助言・指導 情報公開に向けた取組要請 存続について検討 適切な助言・指導 情報公開に向けた取組要請 存続に向けた検討	実施 実施 準備 実施 実施 検討

第4次行政改革 第5期推進計画 <平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要	21年度取組内容	5年間の取組内容	22年度 実施計画
8-5	外郭団体との役割分担 の見直し < 関係課 >	団体と市の役割分担について検討する。団体に対し、自主財源の確保と自主運営を促す。団体事務局機能の整理・統合・自立について検討する。	次のとおり、13件の見直しを行った(該当団体数275 見直し後262) 板取事務所(7 6 1)、武芸川事務所(1 0 1)、武儀事務所(8 7 1)、高齢福祉課(1 0 1)、市民課(9 4 5)、生活環境課(3 2 1)、学校教育課(1 0 1)、生涯学習課(6 5 1)、スポーツ振興課(2 1 1)、	役割分担の検討 ----- 自主財源確保と自主運営の促進 ----- 団体事務局機能の整理、統合の 検討	検討 ----- 検討 ----- 検討実施
8-6	他市等と連携する協議 会等の見直し (2市で構成) < 関係課 >	他市等と連携する協議会等(2市で構成)の構成市町村が合併により減少したため、協議会等(業務、負担金)を見直すとともに、統廃合についても検討する。	次のとおり検討したが、削減は出来なかった。 危機管理課(2 2)、福祉政策課(2 2)、高齢福祉課(1 1)、市民健康課(1 1)、農務課(3 3) 林業振興課(2 2)、都市計画課(1 1)、土木課(1 1)、学校教育課(1 1)	各種協議会の見直し ----- 業務・負担金の見直し	検討実施 ----- 検討実施
【9 経費節減等の財政効果】					
9-1	企業誘致の促進 < 商工課 >	市税等財源の一層の確保と新たな雇用の創出に向け、優良企業を誘致するため、新たな産業用地を確保するとともに、県とともに積極的にPR活動を実施する。	新たな産業用地として(仮)池尻・笠神地区工業団地構想を県事業として事業化されるよう県へ要望する。また、民間による工業団地造成事業の推進を図る。なお、20年の金融危機に端を発した世界的な景気後退により、企業の進出が後退、関テクへの進出が決まっていた優良企業も進出を遅らすこととなった。	誘致・PR活動 ----- 新たな産業用地の確保	実施 ----- 実施
9-2	財政健全化方針の策定 < 財政課、水道課ほか >	財政の現状と今後の財政見通しを踏まえ、中長期的な視点に立った財政の健全化を図るための財政運営方針について、調査検討を進め、その方針を策定するとともに、財政健全化に向けた具体的な取組を行っていく。あわせて公営企業会計についても、経営健全化にむけた計画を策定する。また、特別会計について、各会計の経営改革を進めるとともに、一般会計からの適正な繰出に努める。	市の財政運営方針及び中期財政計画を盛り込んだ「関市財政健全化プラン」の策定に向けて検討した。	財政運営方針の策定 ----- 経営健全化計画の策定 ----- 特別会計等の健全化	実施 ----- 実施 ----- 策定実施
9-3	バランスシート等の作成、 活用(分析、公表) < 財政課 >	バランスシートの公表はもとより、新たに行政運営における費用を正確に計算するための「行政コスト計算書」を作成し、他市と比較しながら市民にわかりやすく公表することにより、さらなる行政の透明性を図るとともに、職員に対するコスト意識を喚起する。バランスシート等を作成し、いろいろな機会をとらえて市民に市の財政状況を的確に把握できるよう努める。	連結による財務書類4表(平成20年度決算)を平成22年3月に公表予定。 財務書類4表 貸借対照表 行政コスト計算書 純資産変動計算書 資金収支計算書	バランスシートの活用及び公表 ----- 行政コスト計算書の作成・公表	実施 ----- 実施

第4次行政改革 第5期推進計画 <平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要	21年度取組内容	5年間での取組内容	22年度 実施計画
9-4	使用料・手数料の見直し < 関係課 >	施設使用料や各種手数料などの受益者負担について、経済情勢や市民ニーズ等を反映した見直し(地方公営企業含む)を行う。	次のとおり見直していく。福祉政策課(H20年度以降、わかかさ介護ステーション事務所分を徴収する。)、高齢福祉課(H20年度以降、老人福祉センターの入浴施設使用料を徴収する。)、子育て支援課(H22年度に学童保育利用料の見直しを行う。)、下水道課(合併地域の使用料体系一本化と料金を見直す)、教育総務課(価格差のある教職員住宅使用料を是正する。)	使用料の見直し(減免・設定基準の策定)	見直しの検討
			政策総点検において、全庁的な見直し体制を整備し、計画的に進めることとした。	手数料の見直し(減免・設定基準の策定)	
9-5	補助金等の整理合理化 (各種補助金等の見直し) < 財政課 >	各種補助金等の適正化に向けて、新たに補助金等の適正化基準を策定し見直し(地方公営企業含む)を行う。	関市補助金等交付基準による適正化を図るとともに、政策総点検の点検結果の実施に努めた。	団体運営費・事業費の適正化	実施
				団体活動費・事業費の適正化	実施
				新適正化基準の策定	H20済
9-6	未収金の徴収対策の強化 < 関係課 >	市税等の収入の確保を図るため、市民の自主納付意欲の向上や納めやすい環境づくり(地方公営企業含む)を図るとともに、徴収事務の効率化を進め、徴収率の向上に努める。また管理職で構成する関市税収納確保特別委員会による特別滞納整理を引き続き実施していくとともに、悪質な滞納者には、行政サービスの制限について検討する。不良債権の早期処理を行う。	納税者の納付の利便性向上を図るため、H20年度よりコンビニ納付を実施した。複数年にわたる滞納者については、お願い型の訪問徴収から積極的な滞納処分への転換を図る。差押した財産を滞納市税に充当するため一般競争入札とインターネット公売等を行った。また、差押と財産調査のための検索を実施していくこととした。	目標収納率達成に向けた滞納整理の強化	実施
				コンビニ収納の実施	実施
				クレジットカードでの収納の検討	検討
				滞納者への行政サービス制限の検討	検討
				インターネットや一般競争入札による差押不動産や動産の公売実施	実施

第4次行政改革 第5期推進計画 <平成22年度>

番号	取組項目 < 主管課 >	行政改革大綱策定時点での実施概要	21年度取組内容	5年間での取組内容	22年度 実施計画
9-7	公有財産の活用と売却 < 関係課 >	武芸川老人憩いの家の用途変更を行う。将来的に収益性のある産業施設の売却又は地元移管を進める。処分可能な普通財産を精査し、民間等への売却を検討する。(特に取壊しが必要な建物がある場合は、早期に取壊しのうえ処分を検討する。)山林財産のうち里山で活用が可能な山林は、地域への管理移管の可能性について検討する。市営住宅のマスタープランを策定し、不必要な住宅の用途の見直しや売却について検討する。市所有の公の施設についても、処分可能であれば、民間等への売却を検討する。	武芸川老人憩いの家については、施設の一部をワン・ハート(NPO法人 障害者の生涯自立を考える親の会)へ行政財産目的外使用の許可をしている。	武芸川老人憩いの家用途変更 産業施設の売却又は地元移管 普通財産の売却 山林財産(里山)の地域移管 市営住宅の適正化(配置) 公の施設の売却	実施 検討 売却 検討 検討 検討
9-8	公共工事コストの縮減 < 都市計画課 >	公共工事執行全般(地方公営企業含む)についてのコスト縮減に関する「行動計画」により実施する。	引き続き公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画により実施した。	全庁的な取り組み、行動計画の策定	検討実施
9-9	建設工事の品質確保 < 契約検査課・都市計画課 >	客観的な新工事評価方式を策定し実施する。また、発注者(設計者等の技術者)の執行体制や職員能力等、事業執行能力の評価を実施する。	新工事成績評定の実施した。技術者の事業執行能力の評価を実施した。(工事検査実績報告時に評価説明)	新工事評価方式の策定と実施 工事成績評定項目の見直し 技術者の事業執行能力の評価	実施 実施 実施
9-10	ISO14001の推進 < 生活環境課 >	行動計画による数値目標を設定し、環境マネジメントサイクル(プラン(計画)、ドゥウ(実施)、チェック(評価)、アクション(改善))による進行管理を継続的に取り組みながら、多岐にわたる分野(地方公営企業を含む)における経費節減を図る。	ISO14001に代わる環境マネジメントシステムの検討	新たな環境マネジメントシステムの実施	新規体系で実施
9-11	施設維持管理費の見直し「公用車、光熱水費等」 < 総務管財課・生活環境課 >	地域事務所の「ISO14001」の認定により節減の目標を設定する。節減を徹底する職員研修を継続して実施する。公用車については、集中管理による効率的な運用と台数の削減及び経費の削減を図る。地方公営企業についても、同様に推進する。	公用車の削減と共用化、本庁舎照明機器のLED照明への更新、本庁舎空調設備の個別化への更新、本庁舎への太陽光発電設備の導入を実施した。	節減目標の設定 ISO研修 省エネ設備機器への更新と導入 公用車管理の一元化	実施 実施 実施 実施
9-12	内部管理費の見直し「消耗品、備品の購入」 < 総務管財課 >	予算要求を必要数量、適正価格により計上する。物品の購入契約などを一元化、一括化することで、経費の削減と事務の合理化を図る。地方公営企業についても、同様に推進する。	本庁の各階ごとに物品等の管理を行い、過剰な在庫の発生を抑制した。	予算査定時 物品・資材購入一元化の検討	実施 実施